

鳥取県告示第 440 号

平成18年鳥取県告示第355号（家畜伝染病予防法による報告の要求について）の一部を次のように改正し、平成19年5月15日から施行する。

平成 19 年 5 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1 及び 2 略	1 及び 2 略
3 報告すべき事項 農場において飼養する鶏等に係る <u>月</u> ごとの高病原性鳥インフルエンザである可能性が否定できないような状況の有無	3 報告すべき事項 農場において飼養する鶏等に係る <u>月曜日</u> から <u>翌週の日曜日</u> までの期間（以下「対象期間」という。）ごとの高病原性鳥インフルエンザである可能性が否定できないような状況の有無
4 報告書の提出期限 報告すべき事項の <u>対象月の翌月10日</u> の正午（ただし、高病原性鳥インフルエンザである可能性が否定できないような状況が生じた場合には、直ちにその旨を報告すること。）	4 報告書の提出期限 報告すべき事項の <u>対象期間の末日</u> の属する <u>週の水曜日</u> の正午（ただし、高病原性鳥インフルエンザである可能性が否定できないような状況が生じた場合には、直ちにその旨を報告すること。）
5 略	5 略